「それいけ! ながた 福祉活動応援助成」 ~ 募集要項~

1. 助成の対象となる事業について

「それいけ!ながた福祉活動応援助成」は、長田区内の子ども・高齢者・障がい者支援や、 その他地域福祉の推進を図ることを目的とした事業を対象としています。(※ただし、長田区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。)

対象外の事業

- (1) 神戸市の補助等を受けて実施する、同一事業
- (2) 国、または地方公共団体が経営し、またはその責任に属する事業
- (3) 営利を目的とした事業、または政治、宗教にかかわる事業

2. 助成の対象団体について

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利法人が対象団体となります。

対象団体の例

NPO 法人、社会福祉法人、子育て支援グループ、ボランティアグループ、当事者団体、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、高齢者支援グループ

- ※申請件数は、1 つの団体につき 1 件に限ります。
- ※同一団体からの継続事業については不可。

下記に該当する団体や事業は対象となりません。

対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成の対象となる経費

対象経費

交通費、謝金、消耗品、印刷費、通信費、使用料、※備品費、保険料、手数料、修繕工事費、食料費(活動対象者のみ)、審査委員会で必要と認められたもの

対象外経費:人件費、団体が負担すべき運営費、研修会参加費、団体構成員の飲食費

※団体の運営にかかる備品(パソコン・コピ-機等)

4. 助成の対象となる事業の実施期間

平成 29 年 8 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日

5. 助成の対象となる事業の実施期間

助成金の総額

750,000 円

- ー事業あたりの公募助成の上限額 250,000円
- ※芝田カナヱ基金を財源とする250,000円については、児童福祉関係事業にのみ助成します。
- ※申請額は千円未満切捨てにて申請してください。

6. .助成の審査方法と決定について

(審査の過程)

助成は①要件審査と②企画提案会(プレゼンテーション)による審査があり、各審査を経て採択された団体に助成します。

(企画提案会審査基準とその内容)

企画提案会(プレゼンテーション)審査対象項目

(1)地域課題解決・地域福祉への寄与度

- ・地域課題を的確にとらえているか、また解決に向けた取り組みが適正か。
- ・取組み内容が地域の福祉の推進に寄与する事業であるか。

(2)事業の先駆性

・地域課題の解決に向けた先駆的な取り組みか

(3)費用対効果、経費・人員の妥当性

・公募助成により取り組んだ結果、費用に見合った、またはそれ以上の効果が期待できるか。

(4) 事業遂行能力

・申請した取り組みを遂行する能力が団体にあるか。

(5) 財務的困窮性

- ・団体が財政的に困窮しているか。
- •公募助成必要性

(6) 将来性・継続性

- ・助成事業終了後も自主的に継続、発展させていく事業であるか。
- ・単発事業の場合、事業実施後の効果が期待できるか。

7. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業の一部または全部が実施不可能となったとき
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不適当と認めたとき

8. 事業完了後の手続きについて

事業完了後すみやかに、本会へ「実施報告書」と添付書類を郵送もしくは持参してください。

報告に必要な添付書類

- 1. 実施報告書
- 2. 事業がわかる記録写真2点(ホームページや広報誌等に掲載可能なもの)
- 3. 領収書(コピー可)
- 4. 事業等を住民にPRしたチラシ・広報物・HPのコピー(URLを添えて)

9. 問い合わせ・申請書類提出先

社会福祉法人 神戸市長田区社会福祉協議会

〒653-0016 神戸市長田区北町3丁目4-3 長田区役所4階

Tel (078) 511-4277 FAX (078) 574-2427